

【小林市】
端末更新・整備計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	3,202	3,211	3,099	2,971	2,893
② 予備機を含む 整備上限台数	0	3,692	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	3,211	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	3,211	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100%	0	0	0
⑥ 予備機整備台数	0	481	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	481	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	15%	0	0	0

※①～⑧は未到達年度等にあつては推定値を記入する。

確認事項

- ・①の児童生徒数は、市内小学校及び中学校の児童生徒数の合計とする。
- ・予備機については、国の補助金上限の 15%を最大で活用するものとする。

(端末の更新・整備計画の考え方)

令和元年度に 689 台、令和 2 年度に 2,786 台、合計 3,475 台整備している。今回の GIGA スクール構想第 2 期における端末整備・更新では、令和 7 年度の児童生徒に予備機 15%を加えた 3,692 台を令和 7 年度に更新する予定である。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○ 対象台数 3,475 台

○ 処分方法

- ・各学校によるリユース

基本的なデータ消去を行った上で、「校長・教頭等の管理職用の端末」「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員業務支援員等の業務用端末としての活用」「オンラインでの授業配信の際の補助端末」「養護教諭や栄養教諭、学校事務職員等の職員用端末」等として、各学校の実態に応じて使用することを計画しており、このことについては、今後、各学校に文書等で通知する予定である。

○ 端末のデータの消去方法

- ・ 再使用できない端末については、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事業者
に再資源化を委託することを計画している。
- ・ リユース分については、各学校の職員が行う。その後、使用できなくなるまで学校にて保管し、
その台数がある程度まとまった時点で、データの消去も含め、小型家電リサイクル法の認定事
業者に再資源化を委託することを計画している。

○ スケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 …新規リース端末の使用開始

令和 8 年 5 月以降…小型家電リサイクル法の認定事業者に再資源化を委託